

内子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

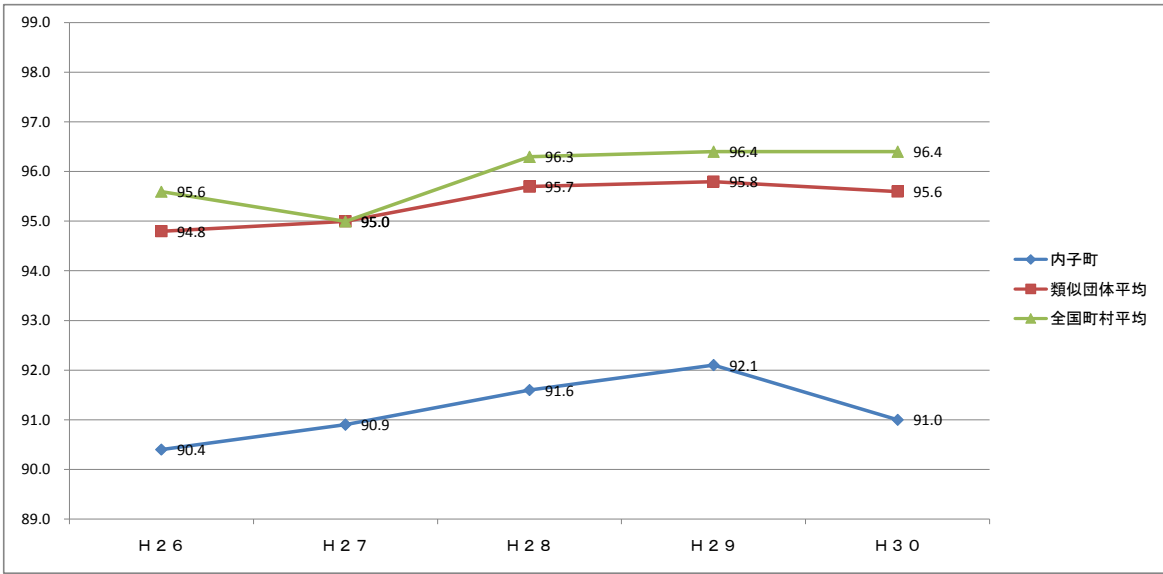
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
平成29年度	16,864人	11,014,432千円	千円	1,701,045千円	15.4%	15.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給与費				一人当たり	(参考)前年度
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費B/A	一人当たり給与費
平成29年度	206人	715,608千円	133,817千円	275,785千円	1,125,210千円	5,462千円	5,355千円

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
- 3 給与費については、任期付短期時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24・25年は国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の報告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 A	公務員給与B	較差A－B	勧告(改定率)		
平成30年度	411, 595円	410, 940円	655円	0.16%	0.16%	0.16%

(注)「民間給与」、「公務員」給与は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である

①特別給

区分	人事委員会の報告				給与改定率	国の改定率
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差A－B	勧告(改定月数)		
平成30年度	4. 46月	4. 40月	0. 06月	0. 05月	4. 45月	4. 45月

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

【 実施 】 人事院勧告に準拠して実施

②地域手当の見直し なし

③その他の見直し 宿日直手当の改正 人事院勧告に準拠して実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
内子町	45.0歳	311,000 円	365,000 円	－
愛媛県	44.3歳	331,679 円	419,961 円	363,800 円
国	43.5歳	329,845円	410,940円	－
類似団体	41.7歳	304,128 円	348,387 円	329,615 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
内子町	55.0 歳	265,200 円	291,300 円	－	－	－	－	－
愛媛県	52.8 歳	335,001 円	370,831 円	349,727 円	－	－	－	－
国	50.7 歳	286,817 円	328,637 円	－	用務員	56.2 歳	217,100 円	1.51
類似団体	50.5 歳	292,358 円	318,566 円	306,609 円	－	－	－	－

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
内子町	4,886,300 円	－	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		内子町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	186,524 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	152,090 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	140,400 円	145,063 円	－
	中学卒	132,700 円	129,042 円	－

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	235,600 円	281,300 円	313,400 円
	高校卒	－	254,600 円	290,100 円
技能労務職	高校卒	－	－	－
	中学卒	－	－	－

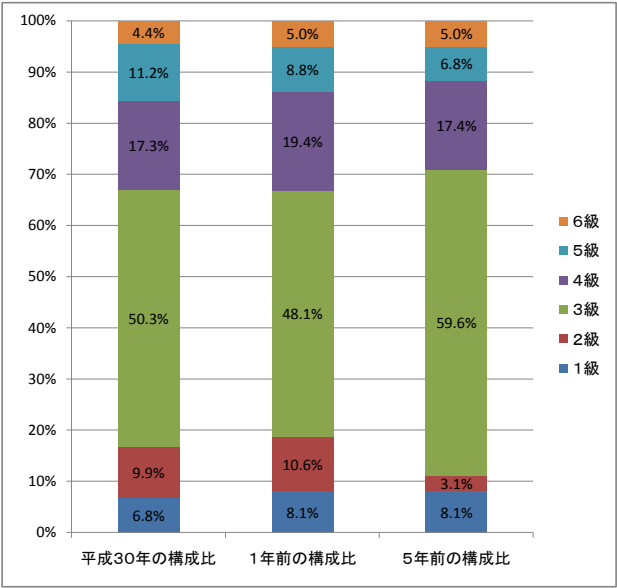
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補、技師補、保育士、厚生員、主事、技師(2級を除く)	11 人	6.8 %
2級	主事、技師、保育士、厚生員	16 人	9.9 %
3級	係長、主任、主査、上級保育士、上級厚生員	81 人	50.6 %
4級	課長補佐、室長(5級を除く)、保育園長、農業委員会事務局次長、専門員	28 人	17.3 %
5級	課長、議会事務局長(6級を除く)、室長、小田支所長(6級を除く)、主幹	18 人	11.1 %
6級	課長、議会事務局長(6級を除く)、小田支所長	7 人	4.3 %
合計		161 人	100.0 %

(注)1 内子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用		管理職		一般職	
イ 人事評価を活用している		昇給可 能な区 分	昇給実績 がある区 分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	活用している昇給区分				
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分	○		○	
	標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

内子町		愛媛県		国	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)		—	
1,391 千円		1,689 千円			
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分	2.60月分	1.80月分	2.60月分	1.80月分
(1.45)月分	(0.85)月分	(1.45)月分	(0.85)月分	(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による 加算措置		職制上の段階、職務の級等による 加算措置		職制上の段階、職務の級等による 加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況

平成29年度注における運用	管理職		一般職	
イ 人事評価を活用している	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	活用している昇給区分			
	上位、標準、下位の区分	○	○	○
	上位、標準の区分	○	○	
	標準、下位の区分	○	○	
	標準の区分のみ(一律)			
ロ				
	活用予定時期			

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

内子町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(5～50%加算)			定年前早期退職特別措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	4,251千円	17,803千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0 円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		0%	
手当の種類(手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症の防疫作業に従事する者	感染症の防疫作業に従事した場合	日額1,000円
死体取扱手当	死体収容作業に従事する者	死体収容作業に従事した場合	1件当たり3,500円
現場(危険)手当	危険の伴う作業に従事する者	土木、建築、国土調査事業及びその他事務で危険の伴う作業に従事した場合	1日4時間以上同一作業に従事する者に対して日額500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	56,228千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	368千円
支給実績(28年度決算)	43,624千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	293千円

(5)その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定扶養(16～22歳)加算 1人について 5,000円	国と同じ	—	千円 27,137	円 246,699
住居手当	1. 借家・借間居住者(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 限度額 27,000円0円) 2. 持家居住者	国と同じ	持家居住者の単価を愛媛県の条例を適用している	千円 9,875	円 266,886
通勤手当	1. 交通機関等利用 全額支給限度額 55,000円 2. 交通用具(自動車等)使用者 通勤距離2km以上の者 2,000円～31,600円を限度	国と同じ	—	千円 11,572	円 75,633

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料報酬			(参考)類似団体における最高／最低額
	市区町村長	748,000 円	847,000 円 / 556,500 円
	副 町 長	605,000 円	679,000 円 / 514,000 円
	議 長	263,900 円	345,000 円 / 256,000 円
	副 議 長	213,400 円	280,000 円 / 213,400 円
	議 員	200,800 円	250,000 円 / 195,000 円
期末手当	市区町村長	(29年度支給割合)	
	副 町 長	3.30 月分	
	議 長	(29年度支給割合)	
	副 議 長	3.30 月分	
	議 員		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×46/100×勤続期間(月数)	(1期の手当額) 16,515,840円 (支給期間) 退職後1月以内
	副 町 長	給料月額×27/100×勤続期間(月数)	7,840,800円 退職後1月以内
	備 考		

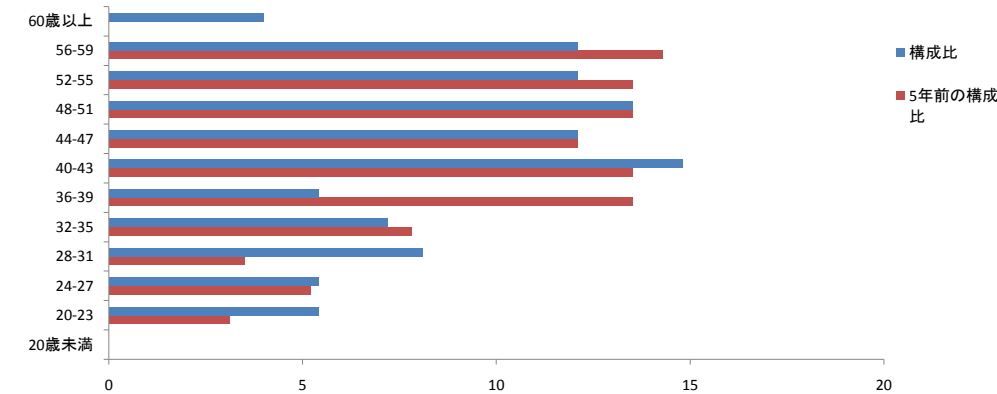
(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門			区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成30年度	平成29年度				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2 人	2 人	0 人			
		総 務	45 人	43 人	2 人	業務内容拡大		
		税 務	10 人	10 人	0 人			
		民 主	37 人	37 人	0 人			
		衛 生	18 人	18 人	0 人			
		農 林	17 人	17 人	0 人			
		商 工	11 人	11 人	0 人			
		土 木	16 人	13 人	3 人	人事異動		
		計	156 人	151 人	5 人	(参考) 人口1万人当たり職員数 93.03 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.23 人)		
	教育部門		52 人	55 人	△ 3 人	業務終了		
小 計		208 人	206 人	2 人	(参考) 人口1万人当たり職員数 124.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 108.67 人)			
公営企業等	会計部門	水 道	3 人	3 人	0 人			
		下水道	1 人	1 人	0 人			
		その他	11 人	11 人	0 人			
		小 計	15 人	15 人	0 人			
合 計			223 人 [270 人]	221 人 [270 人]	2 人 [0 人]	(参考) 人口1万人当たり職員数 132.99 人		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	12人	12人	18人	16人	12人	33人	27人	30人	27人	27人	9人	223人
構成比	0.0 %	5.4 %	5.4 %	8.1 %	7.2 %	5.4 %	14.8 %	12.1 %	13.5 %	12.1 %	12.1 %	4.0 %	100.0 %

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の 増 減 数
一般行政	157	158	158	155	151	156	▲1
教 育	54	53	51	52	55	52	▲2
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	211	211	209	207	206	208	▲3
公営企業等会計	16	16	16	15	15	15	▲1
計	227	227	225	222	221	223	▲4

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数